

グループホーム常輝の里 運営規定

(事業の目的)

第1条 グループホーム常輝の里（以下、「事業所」という）が行う指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳ある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適正に行わなければならない。
- 2 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければならない。
 - 3 介護従事者は、サービスの提供に当たっては、利用者の残存機能を活かしたケアを心がけ、尊敬の念を常に忘れず、利用者が安心して「自分らしい生活」を送れるためのさりげないフォローを心がける。
 - 4 事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
 - 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らねばならない。
 - 6 地域の中で「暮らしている」という充実感を感じてもらえるよう、地域とのつながりを大事にします。
 - 7 「草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」、「草津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」およびその他の関係法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム常輝の里
- (2) 所在地 草津市志那中町 25 番地

(職員の員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名（常勤職員）

計画作成担当者は、適切なサービスが受けられるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。

(3) 介護職員 6名以上（常勤職員、非常勤職員）

介護職員は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(4) その他の補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本所職員の業務を補助する。

(利用定員)

第5条 利用定員は、2ユニット18名（1ユニット9名）とする。

(介護の内容)

第6条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄・食事・着替え等の支援
- (2) 日常生活の支援
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助

(介護計画の作成)

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第8条 本事業所が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。また、介護保険負担割合については、介護保険負担割合証に記載された割合によるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 居住費
- (2) 食費
- (3) 水道・光熱費
- (4) 教養娯楽費
- (5) 寝具レンタル費
- (6) 日用品費

(7) その他日常生活において通常必要となる利用者が負担することが適切と認められる費用

2 月の途中における入居または退居については日割り計算とする。

- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座引落によって指定日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護認定において要介護1～5及び要支援2と認定された方で、認知症の状態であると医師の診断を受けた者であり、かつ次の号を満たす者とする。

- (1) 少人数による日常生活を営むことに支障がないこと
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと
 - (3) 施設内での喫煙をしないこと
 - (4) サービス従業者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと
 - (5) 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努める。

(秘密保持)

第10条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情対応)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の状況)

第12条 本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った措置について記録するものとする。
- 3 本事業所は、利用者に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第13条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保

持し、常に衛生管理に留意する。

2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(人権の擁護及び虐待防止)

第 14 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者を定め、「消防計画」に基づいて防火管理業務を行い、日常的に避難経路及び協力医療機関等との連携を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害等の発生の際に、事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めることとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、原則的に事業者が行う（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供以外の目的では使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(運営推進会議)

第 18 条 地域に密着し地域に開かれたものとするために運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、民生委員、市職員、地域包括支援センター職員等、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者で構成する。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。

(その他運営についての重要事項)

第 19 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設ける。

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録等の帳簿を整備し、これらの記録をその完結の日から 5 年間保存する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正の手続き)

第 20 条 この規定を改正する時は、理事会の承認を経て行うものとする。

(附則) この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。